

# グループ取引信用保険制度のご案内

(取引信用保険)

## 取引先の倒産に備えはできていますか？

債権保全の切り札！

## グループ取引信用保険

「売掛債権管理の強化」や「取引先倒産リスクの回避」への関心が高まる中、福井商工会議所は、伊藤忠商事(株)と業務提携し、会員企業向けに取引先の倒産等による売掛債権の回収不能リスクを担保する制度としてグループ取引信用保険制度を導入しています。会員の皆様の取引先倒産リスクに対応する手段としてご活用下さい。

本制度は、従来の取引信用保険では考えられなかった「保険会社のシンジケート化」並びに「会員企業様をグループ化」する概念を初めて具体的に導入し、保険会社のリスク引受容量の増大と同時に会員企業様一社あたり導入コストの低減が図られています。

### グループ取引信用保険制度の特徴

- ◆売掛債権を有する商工会議所会員を複数社まとめて制度構築するため、規模のメリットが得られます。
- ◆比較的小規模な企業にも加入しやすくなっています。

### グループ取引信用保険制度を活用するメリット

#### 与信管理

会員企業様の独自の審査・管理機能に加えて、保険会社による二重のチェックをかけることにより、「与信管理体制の強化、充実」を図ることができます。

#### リスクマネジメント

将来における不測の貸倒れ損失をカバーすることにより「利益の平準化」を図ることができます。

#### リスクアセットの圧縮

売掛債権の回収不能リスクが低減されるため、貴社のリスクアセットが圧縮されます。

#### 貸倒れ損失の早期回収

万一貸倒れが発生した場合、回収に時間を要するばかりでなく、当面の資金繰りに大きな穴が空くこととなりますが、本保険により、確実・早期にその穴を埋めることが可能となり、「資金繰りの安定化」が図れます。

#### 経理処理

保険料の「全額を損金算入」できます(平成20年1月現在)。なお、この取り扱いも、今後の税制改正によっては変更となる可能性がありますのでご注意ください。実際の経理処理に際しては、顧問税理士等にご確認ください。

### グループ取引信用保険の概要

#### 1. 保険の内容

加入会員様の販売先が支払債務を履行しないことによって、加入会員様が被る損害に対して保険金を支払うものです。つまり、取引先の倒産などによる売掛債権の回収不能をカバーします。

#### 2. 対象となる債権

商品引渡日から支払期日までの期間が1年を超えない決済条件で、且つ、保険期間中に発生した債権となります。(上記期間を超える決済条件の場合は対象外となります。)

#### 3. 対象取引先

制度ご加入時に予め対象となる取引先を登録いただきます。但し継続的に取引があり、選定には客観的な基準による包括性があることが前提です。特定の取引先に限定したお引受はできません。(15社以上の対象取引先を登録していただきます。)

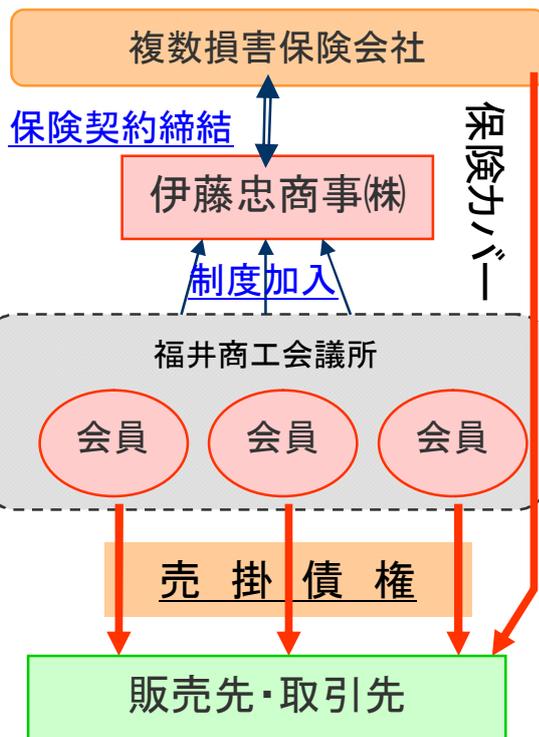
※会員様の会社規模等により対象取引先をさらに少なくすることができます。

#### 4. 支払限度額

各対象取引先毎に予め支払限度額を設定(1社3,000万限度)致します。先ず貴社の各債権残高を提出いただき、個別に審査の上、引受支払限度額を設定致します。また年間総支払限度額も別途設定致します。

#### 5. 支払保険金

実際のお支払保険金は、「回収不能債権額 × 95%」と上記4で設定する限度額のどちらか低い額となります。



福井商工会議所 経営支援・人材育成課 行

FAX： 0776-50-6789

- 本保険についてお問合せされたい場合、お手数ですが本票に必要事項を記入して FAX して下さい。
- 本問合せシートを使用せず、直接下記連絡先にお電話していただいてももちろん結構です。

\*以下の通り、問合せをします。

- ( ) 問合せたいことがあるので、電話がほしい
- ( ) 下記の点を問合せたいので、回答してほしい
- ( ) もっと詳しく説明を聞きたいので、来社して欲しい。
- ( ) その他（下欄に内容をご記入下さい。）

【ご記入欄】

貴社名 \_\_\_\_\_ 所在地 〒 \_\_\_\_\_

所 属 \_\_\_\_\_ 役職名 \_\_\_\_\_ お名前 \_\_\_\_\_

T E L \_\_\_\_\_ F A X \_\_\_\_\_

福井商工会議所、伊藤忠商事㈱、伊藤忠オリコ保険サービス㈱は、ご記入いただいた個人情報を「グループ取引信用保険制度」のご加入についてのご案内のみに使用致します。

※このチラシは保険の特徴を説明したものです。詳しくは商品パンフレットをご覧ください。

この保険契約は「共同保険に関する特約条項」に基づく共同保険契約です。各引受保険会社は、それぞれの引受割合または保険金額に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。幹事保険会社は他の引受保険会社を代理・代行して、保険料の領収、保険証券の発行、保険金の支払いその他の業務もしくは事務を行います。引受保険会社およびその引受割合は右記のとおりです。	《引受保険会社》
	三井住友海上火災保険株式会社（幹事会社） 引受割合 50%
	株式会社損害保険ジャパン 30%
	ニッセイ同和損害保険株式会社 10%
	日本興亜損害保険株式会社 10%

《取扱代理店》

伊藤忠商事株式会社

107-8077 東京都港区北青山2丁目5-1

TEL:03-3497-7895 FAX:03-3497-7880

伊藤忠オリコ保険サービス株式会社

541-0056 大阪市中央区久太郎町4-1-3

TEL:06-6241-3034 FAX:06-6241-3258

(お問合せ先)

伊藤忠オリコ保険サービス(株)北陸支店 担当者：板倉

TEL: 076-232-3282

FAX: 076-232-3536

E-MAIL: [itakura-hisayoshi@itochuuis.co.jp](mailto:itakura-hisayoshi@itochuuis.co.jp)